

# 生活保護法及び中国残留邦人等支援法指定介護機関の皆さまへ

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

## 1 はじめに

日頃、生活保護を受けている方の介護についてご尽力いただき、感謝申し上げます。

私たちは、病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり、年をとり収入が少なくなったりなど、いろいろな事情で生活費や医療費の支払い等に困ることがあります。

このようなとき、自分たちの能力や資産などを活用し、あらゆる努力しても、なお生活ができない場合に、国が一定の基準に従って最低生活に不足する分についてお金を支給したり、医療や介護を受けられるようにするとともに、1日も早く、自分の力で生活をしていけるように手助けをするのが生活保護制度です。

## 2 生活保護制度の基本原則・原則

生活保護は、憲法第25条に基づいて、国が生活にお困りの全ての国民に対し、その状況に応じて支援し、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する制度です。

なお、その実施は、市部については市の生活保護担当課が、町村部については県（健康福祉センターの生活保護課等）が担当いたしますので、相談等はそちらまでお願いします。

### (1) 無差別平等の原理（生活保護法（以下「法」という。）2条）

国民は、法の定める要件を満たす限り、生活保護を無差別平等に受けることができます。（⇨生活に困窮した原因がその人の著しい不行跡による場合でも差別されない。）

なお、外国人であっても、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者及び定住者、特別永住者及び認定難民には、法の準用により保護が適用されます。

### (2) 補足性の原理（法第4条）

生活保護は国民の税金で賄われていることから、生活保護を受ける人はその資産（貯金、保険金、自動車、不動産等）や働く能力などをできる限り活用する必要があります。

また、親族による援助や生活保護法以外の法律に基づく支援は、生活保護に優先して受ける必要がありますが、例えば不動産はあるがすぐには売却できず、当面の生活費に困る場合などは、資産が活用された際に保護費を返還いただく条件で保護を適用することができます。

### (3) 申請保護の原則（法第7条）

生活保護は、保護を必要とする人、その配偶者、親や子、兄弟その他の同居の親族の申請に基づいて開始します。つまり、申請しなければ保護は受けられないので、認知症の人など単独では判断したり意思表示できない人については支援する必要があります。

### (4) 基準及び程度の原則（法第8条）

生活保護は、厚生労働大臣の定めた基準により算定したその世帯に関する最低生活費の額からその世帯の収入等を差し引いて、不足分を補う形で保護費を支給します。

#### (5) 世帯単位の原則（法第10条）

生活保護は、世帯を単位としてその要否及び程度（保護費の額など）を定めることとされています。ただし、同一世帯に属していると認定される場合でも、世帯の状況や地域の生活実態を考慮の上、以下のような場合は世帯を分離して保護を適用することができますので、福祉事務所にご相談ください。

ア 保護を要する人が、その人の配偶者を含まない世帯に転入した場合で、同一世帯として認定することが適当でないとき。（親や子の世帯に転入した場合にあっては、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

イ 保護を要しない人が、保護を受けている世帯にその世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき。（転入者が、世帯員のいずれかの配偶者でない場合に限る。）

ウ 保護を要する人がいわゆる寝たきり老人、重度の心身障害者等で常時の介護又は看護を要する状況であり、世帯分離をしなければその世帯が要保護となる以下の場合

① 要保護者がその配偶者である世帯員がいない世帯に属している場合

② ①以外の場合であって、要保護者の配偶者の収入が自己の一般生活費以下の場合

### 3 介護扶助について

(1) 介護扶助は、生活保護制度の8種類の扶助（生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助）の一つで、申請に基づき、原則として現物給付で提供されます。なお、福祉用具購入及び住宅改修については金銭で支給します。福祉用具購入及び住宅改修についても申請が必要です。

(2) 介護扶助の対象者及び費用負担については別添の1、介護扶助の申請から決定までの事務手続きは別添の2のとおりです。

(3) 介護扶助は、生活保護法指定介護機関により提供するものであり、生活保護を受けている人に介護保険サービスを提供する場合は、生活保護法指定介護機関の指定を受ける必要がありますので御留意ください。（生活保護法の改正により、平成26年7月1日以降に新たに介護保険の指定を受けたサービス、開設許可を受けた事業所・施設は、指定申請をしなくても生活保護法指定介護機関の指定を受けたものとみなされるため、申請は不要です。）

なお、指定は介護保険サービスごとに行いますので、複数のサービスを提供している介護機関については、生活保護法の指定の有無についてご注意くださいようお願いいたします。

また、指定介護機関は次のような事項が生じたときは、千葉県に申請・届出をする必要があります。

申請又は届出を要する場合	指定申請書	変更届書	廃止届書	休止届出書	再開届書	指定辞退届書
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年6月30日以前に開設した介護機関が、被保護者に介護サービスを提供する場合</li> <li>※介護サービスごとの指定となりますのでご注意ください。</li> <li>※開設が平成26年6月30日以前でも、平成26年7月1日以降に新たに介護保険の指定を受けたサービスがある場合は、そのサービスについては、申請不要です。</li> </ul>	○					
介護保険事業所番号の変更を伴わない次の変更があった場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>指定介護機関の名称、所在地・住居表示の変更を変更した場合</li> <li>届出者（事業者）の名称、所在地を変更した場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>【届出者（事業者）が法人の場合】</li> <li>代表者の職・氏名、法人の所在地を変更した場合</li> <li>【届出者（事業者）が個人の場合】</li> <li>届出者の氏名、住所を変更した場合（生年月日も届出必要）</li> </ul> </li> <li>管理者の氏名、住所を変更した場合（生年月日も届出必要）</li> </ul>		○				
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の一部又は全部を廃止した場合（介護保険の廃止届出をした場合や介護保険事業者番号が変更になった場合）</li> <li>※平成26年7月1日以降に新たに介護保険法の指定を受け、同時に生活保護法のみなし指定（介護予防・日常生活支援事業者を除く）を受けた事業者については届出不要です。</li> </ul>			○			
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の一部又は全部を休止した場合</li> </ul>				○		
<ul style="list-style-type: none"> <li>休止した指定介護機関を再開する場合</li> </ul>					○	
<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険の指定は継続し、生活保護法の指定を辞退する場合</li> </ul>						○

※上記の申請書・届書は、郵送又は来庁により提出してください。

各様式は、千葉県公式HPからダウンロードできます。

(URL <http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/seikatsuhogo/kaigo-shinsei.html>)

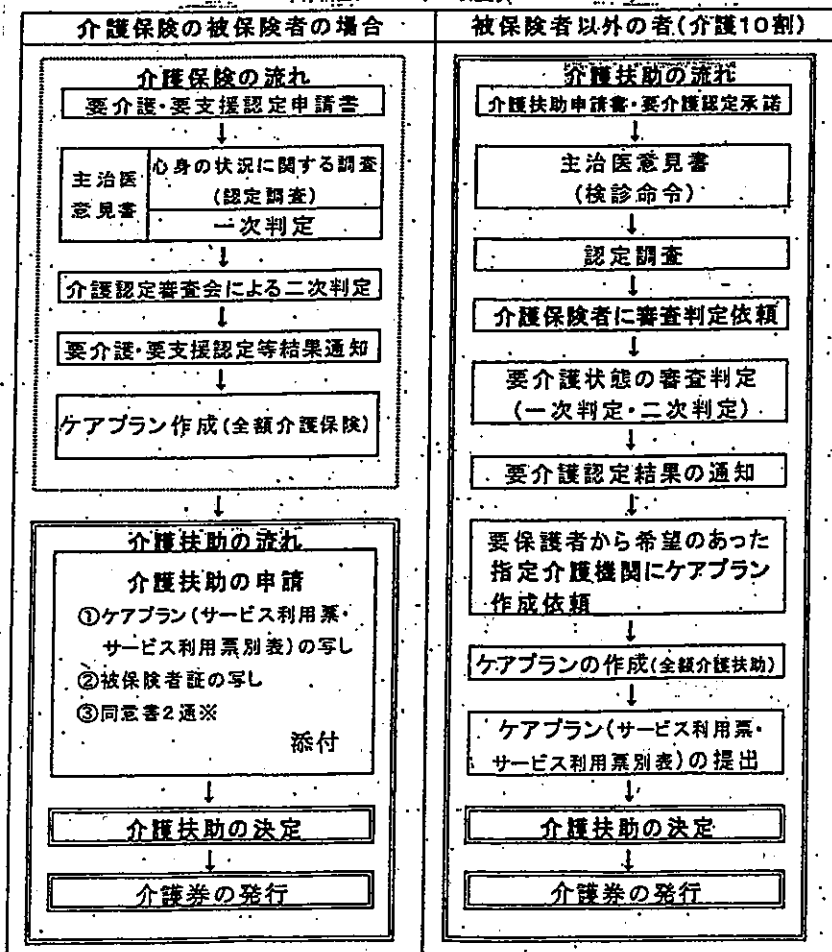
ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒260-8667  
 千葉市中央区市場町1-1  
 千葉県健康福祉部  
 健康福祉指導課 生活保護班  
 TEL: 043-223-2312  
 FAX: 043-222-6294

1 介護保険(介護扶助)の対象者及び費用負担

被保険者区分		被保険者資格	介護扶助の対象者	介護費用負担
65歳以上	第1号被保険者	区市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者	要介護認定又は要支援認定された者、介護予防・日常生活支援の事業対象者	〈介護保険給付〉 ①各サービス費(9割) ②高額介護サービス費 ③介護保険施設入所の食費・居住費の特定入所者介護サービス費 ④介護予防・日常生活支援
40歳以上 65歳未満	第2号被保険者	区市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者	特定疾病に起因し要介護認定又は要支援認定された者	〈介護扶助の対象〉 介護保険の自己負担分を負担 ①各サービス費(1割) ②高額介護サービス費支給に係る自己負担上限15,000円 ③特定入所者介護サービス費支給に係る自己負担限度額 ④介護予防・日常生活支援
	被保険者でない者	被保護者は国民健康保険に加入できないため、被保険者となることができない		介護保険給付の対象となる介護費用の全額を介護扶助で負担(介護扶助10割)

2 介護扶助の申請から決定までの流れ



生活保護を受けている人から介護扶助の申請を受けた福祉事務所は居宅介護(介護予防)支援計画等の内容の検討や他の法令に基づく施策の適用可能性を確認し、さらに申請者の生活状況等を総合的に判断して介護扶助を決定します。  
※福祉事務所長が介護扶助を決定するまでの流れは左の図のとおりです。

国保連合会に介護報酬を請求するサービスは介護扶助の決定後、介護扶助の請求に必要な公費負担者番号等を記載した介護券を指定介護機関に交付します。

なお、福祉用具購入、住宅改修及び移送については、介護券は交付しません。